

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	法務及び司法行政に関する主な課題
著者 / 所属	光安 陽子 / 法務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	473 号
刊行日	2025-2-27
頁	38-49
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250227.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

法務及び司法行政に関する主な課題

光安 陽子

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 民事法制に関する課題
 - (1) 民事判決情報データベース化
 - (2) 選択的夫婦別氏制度の導入
3. 刑事法制に関する課題
 - 刑事手続のデジタル化
4. その他

1. はじめに

本稿では、令和7年常会（第217回国会）への提出が見込まれる法律案及び近時、具体的に法制化の動きが予想される法律案の中から、法務及び司法行政に関する主な課題を紹介するものである¹。

2. 民事法制に関する課題

(1) 民事判決情報データベース化

ア 経緯

令和4年10月、法務省に設置された「民事判決情報データベース化検討会」は有識者会議であり、同月以降16回に渡り、同検討会が開催され、令和6年7月29日、「民事判決情報データベース化検討会報告書」が取りまとめられた。折から民事訴訟手続のデジタル化を図る民事訴訟法等の改正法が成立し（令和4年法律第48号。以下、改正後の民事訴訟法を「改正民事訴訟法」という。）、判決や決定・命令に係る裁判書が電子データとして作成されるようになった。これを契機に検討会では、司法の透明性の向上、紛争解決指針の提示、将来的に紛争解決を補助するAIの開発基盤整備等の民事裁判情報を広

¹ なお、本稿は、令和7年常会（第217回国会）に提出が予定されている法案をすべて網羅するものではなく、本稿中意見に渡る部分は筆者の個人的見解であることを付言する。

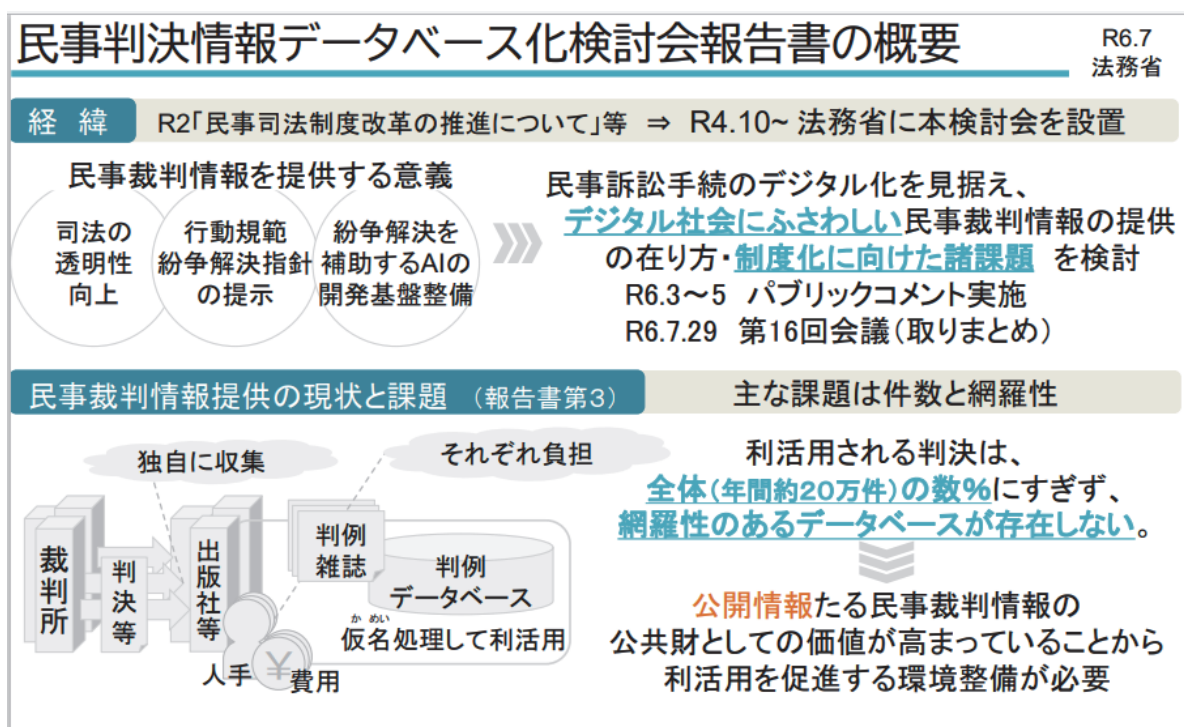
く国民に提供する意義が高まっていることから、民事訴訟手続のデジタル化を見据え、デジタル社会にふさわしい民事裁判情報の提供の在り方や制度化に向けた諸課題を検討した。

イ 民事裁判情報提供の現状と課題

現状においても、裁判所ウェブサイトや民間の判例データベース事業者、法律雑誌社等の民間事業者によって民事裁判情報を提供しているものの、現状の掲載件数は、年間約20万件言い渡される民事判決のうちの数パーセントにとどまっており、民事裁判情報全体の傾向分析やより精緻な統計分析、機械学習の素材としての利活用を念頭に置くと、十分な件数が提供されているとは言い難く、未だ網羅性のあるデータベースが存在しない。

そこで、公開情報たる民事裁判情報について社会全体で共有すべき公共財としての価値が高まっていることから、こうした新たなニーズに応えるため、判例データベースを構築して利活用を促進する環境整備が必要となっている（図1参照）。

図1 民事判決情報データベース化検討会報告書の概要



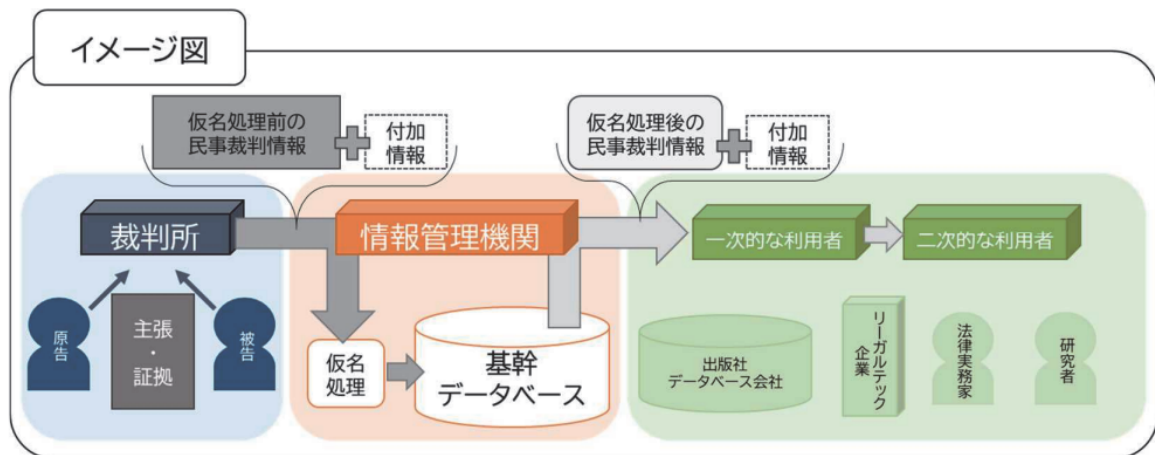
（出所）法務省「民事判決情報データベース化検討会報告書の概要」（令和6年7月）より抜粋

ウ 解決策

検討会では、裁判所から民事裁判情報を包括的に取得し仮名処理を一括して行う情報管理機関を設けた上で、網羅的に収録した基幹となるデータベース（以下「基幹データベース」という。）を構築し、利用者に対し民事裁判情報を有償で一元的に提供していくという制度が提示された。この基幹データベースの担い手となる情報管理機関が仮名処理や調査分析に資する情報の付加等、民事裁判情報を利活用するために必要と

される処理を実施して提供し、提供を受けた者が他のデータと組み合わせて解説を付したりするなど、様々な価値を付加して民事裁判情報を利活用することが期待されている。念頭に置く情報の流れとしては、裁判所から情報管理機関が民事裁判情報を取得し、仮名処理や調査分析に資する情報の付加等を行った上で、民事裁判情報を利活用しようとする者に提供するというものである（図2参照）²。

図2 民事判決情報データベース化の情報の流れ



（出所）法務省「民事判決情報データベース化検討会報告書」（令和6年7月）10頁より抜粋

エ 制度設計の在り方

（ア）取得する民事裁判情報の範囲

検討会における検討の対象は、改正民事訴訟法施行後に生成される判決、判決に代わる調書（いわゆる調書判決）、決定及び命令に係る電子裁判書又は電子調書に係る民事裁判情報である。したがって、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の促進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）によりデジタル化が図られる、民事執行手続、民事保全手続、非訟事件手続等における決定は、検討の対象外である。なお、紙媒体で作成されている裁判書についても対象外である。

（イ）仮名処理について

仮名処理については、本来は仮名処理の対象とする必要がない情報については、できる限り仮名処理の対象としないこととする運用が望ましい。そのため、第一次的な処理の基準は明確なものとする必要があり、一定の画一性が求められると考えられる。第一次的な処理の基準による仮名処理の対象は、①個人の氏名の全部（ただし、訴訟代理人である弁護士及び司法書士、指定代理人、電子裁判書の作成に関与した裁判官並びに訴訟において国を代表する者の氏名は除く。）、②個人の住所のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報、③個人の生年月日のうち月日の情報、④個人識別符号（個

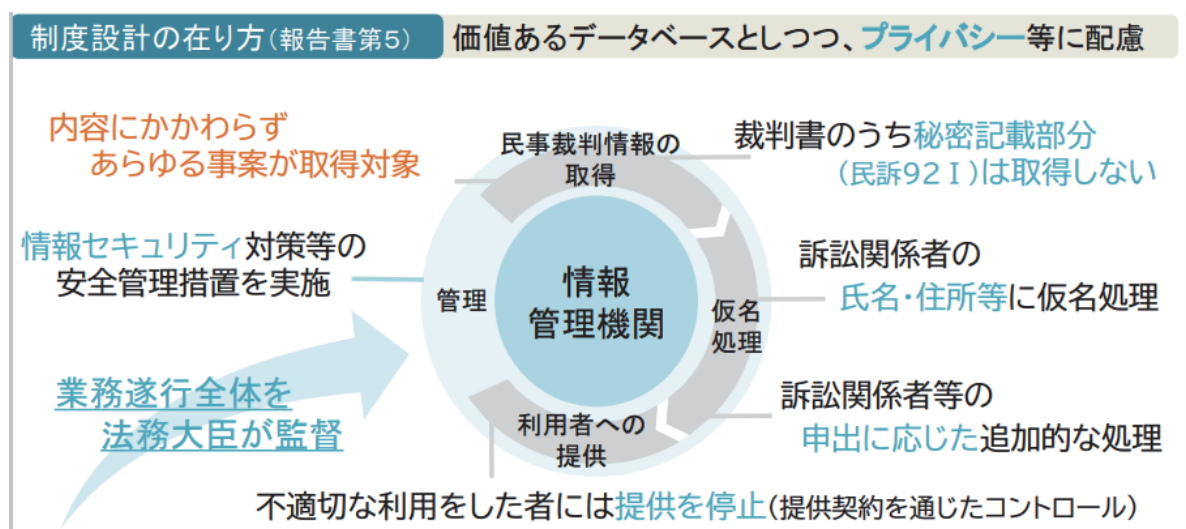
² 情報管理機関から直接民事裁判情報を取得する利用者（判例データベース事業者や法律雑誌社等）のみならず、判例データベース事業者から情報を取得した法律実務家がその依頼者に情報を提供する場合のように、二次的、三次的な利用も想定される。

個人情報保護法2条2項)の全部、⑤電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、預貯金口座番号、土地家屋の所在地のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報等の全部である。法人の名称、所在地についても仮名処理の対象とすべきかについても議論されたが、法人の名誉や信用については、個人のプライバシーとは異なり、不法行為責任の追及等による一定の回復が見込まれる場合も多いことなどを踏まえると、情報管理機関が民事裁判情報を提供する際に、法人の権利利益を保護するために法人の名称や所在地について仮名処理をする必要はないとされた。制度の運用開始後においても、仮名処理に要するコストを含めた運用状況や利用者の意見を斟酌しつつ、情報管理機関において、仮名処理の基準や運用の在り方について、不断の見直しをすることが期待される。

(ウ) 事後的な措置について

情報管理機関から提供を受けた仮名処理済みの民事裁判情報を見て、仮名処理が第一次的な処理の基準に適合していないなどの申出を利用者から受けた場合には、提供する民事裁判情報の内容を訂正するなど、事後的な措置を行うべきである。事後的な措置については、情報管理機関の判断と申出をした者の要望との間で意見の違いが生じることもあり得るから、情報管理機関は、必要に応じて法曹有資格者を含む第三者に意見を求めることができる適切な体制の整備が必要である。

図3 民事判決情報データベース化の制度設計の在り方



(出所) 法務省「民事判決情報データベース化検討会報告書の概要」(令和6年7月)より抜粋

(エ) 安全管理措置について

仮名処理前の民事裁判情報には個人のプライバシーに関する情報等の訴訟関係者の権利利益に関わる情報が含まれていることから、取扱いに当たっては、民事裁判情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な情報セキュリティ対策等の安全管理措置を実施する必要がある。

上記のように情報管理機関は、プライバシー等に十分配慮する必要があることから、情報管理機関の業務の適格性を担保するため、営利を目的としない法人であって、民事裁判情報の管理・提供等の業務を適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することなど、一定の要件を満たす者を監督官庁が情報管理機関として指定するなどの仕組みを設けるべきとされた。情報管理機関に対しては、監督官庁において報告徴求及び検査並びに監督命令等の必要な措置をすることができるようにする必要がある。監督官庁は、情報管理機関が作成した業務規程の認可、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書の認可、情報管理機関が民事裁判情報を提供する業務を第三者に委託する場合の承認等の関与を行う必要があるとされた。なお、情報管理機関に対する監督は、法務省においてこれを実施するのが適切であるとされた（図3参照）。

（２）選択的夫婦別氏制度の導入

ア はじめに

我が国における選択的夫婦別氏制度導入に関する民法改正に向けた動きは、平成3年1月から検討を開始した法制審議会民法部会が平成8年1月16日、選択的夫婦別氏制度の導入を含む「民法の一部を改正する法律案要綱案」を取りまとめたことに遡る。この要綱案は、同年2月26日、法制審議会総会において原案どおり決定され、同日、「民法の一部を改正する法律案要綱」（以下「民法改正案要綱」という。）として法務大臣に答申された。当該答申を受け、法務省は同年及び平成22年に民法改正案の提出に向けた準備を進めたものの、いずれも提出には至らなかった。

イ 各方面における選択的夫婦別氏制度に関する動き

（ア）議員立法の動き

野党において平成9年から令和4年の間、選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正案（議員立法）が衆議院で10件、参議院で15件、提出されているが、いずれも審査未了となっている。

（イ）国連の動き

女子差別撤廃条約の履行状況を監視する国連女子差別撤廃委員会は、人権侵害やジェンダー平等の観点から、平成15年、平成21年、平成28年、令和6年の4度にわたり、夫婦同氏制度等について定める民法規定の改正を勧告している。

（ウ）司法の動き

民法750条の憲法適合性が争われ、最高裁大法廷で審理された裁判は過去2例である。

・平成27年12月16日の最高裁大法廷判決（民集69巻8号2586頁）

本件は、上告人らが、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法750条の規定（以下「本件規定」という。）は憲法13条、14条1項、24条1項及び2項等に違反すると主張し、本件規定を改廃する立法措置をとらないという立法不作為の違法を理由に、被上告人（国）に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求める事案である。当該判決は、本件規定は、憲法13条、14条1項、24条に違反しないと判示した上で「夫婦同氏制の採用については、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の

在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべき」と述べている。なお、本件規定が憲法24条に違反しないという点について、1名の反対意見及び補足意見があるほか、4名の各意見がある³。

・令和3年6月23日の最高裁大法廷決定（判時2501号3頁）

本件は、抗告人らが、婚姻届に「夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する」旨を記載して婚姻の届出をしたところ、国分寺市長からこれを不受理とする処分（以下「本件処分」という。）を受けたため、本件処分が不当であるとして、戸籍法122条に基づき、同市長に上記届出の受理を命ずることを申し立てた事案である。本決定では、女性の有業率の上昇、管理職に占める女性の割合の増加その他の社会の変化や、選択的夫婦別氏制度の導入に賛成する者の割合の増加その他の国民の意識の変化といった事情等を踏まえても、前掲の平成27年大法廷判決を変更すべきものとは認められないとして、民法750条及び戸籍法74条1号が憲法24条、憲法14条1項、女子差別撤廃条約又は自由権規約条約に違反しないと判断した。なお、本決定には3名の共同補足意見、1名の意見、2名の共同反対意見、1名の反対意見がある⁴。

ウ 今後予想される論点

今後は、①子の氏の決定時期、②子の氏の統一の要否、③別氏夫婦が婚姻中の子の氏の変更の可否などが論点となると考えられる。この点、平成8年の民法改正案要綱では、①子の氏は婚姻の際に決定する。②複数の子の氏は原則として統一する。③子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、子の父母が氏を異にする夫婦であって子が未成年であるときは、父母の婚姻中は、特別の事情があるときでなければ、これを行うことができないものとする。子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において、子が、父母の婚姻の際に子が称する氏として定められた父又は母の氏と異なる氏を称するときは、子は、父母の婚姻中に限り、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、父母の婚姻後に子がその氏を改めたときは、この限りでないものとするとしている。

³ 少数意見の岡部裁判官意見（櫻井裁判官、鬼丸裁判官同調。山浦裁判官反対意見も同調。）は、本件規定制定後の女性の社会進出等により、婚姻前からの氏の使用の必要性が高まっていること、国連女子差別撤廃委員会からの度重なる勧告、夫婦同氏制度に潜在する実質的な男女不平等、婚姻の自由の制約の発生、通称使用による不利益の緩和の限界等を指摘して、本件規定は憲法24条に違反するとした。また木内裁判官意見は、氏の変更はその者の社会的な認識という重要な利益が失われる重大な利益侵害であり、ここでの問題は夫婦同氏の合理性ではなく「夫婦同氏に例外を許さないことの合理性」であると指摘し、立法裁量を前提としても、例外を許さないことに合理性はないとした。山浦裁判官反対意見は、少なくとも、法制審議会が法務大臣に民法改正案要綱を答申した平成8年以降相当期間を経過した時点においては、本件規定が憲法の規定に違反することが国会にとっても明白になっていたと指摘し、その立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとした。

⁴ 『判例タイムズ』No.1488（2021.11）94～120頁

3. 刑事法制に関する課題

刑事手続のデジタル化

(1) 法制審議会への諮問事項

令和4年6月27日、法務大臣から法制審議会に対して「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問」(諮問第122号)が発せられた。これは、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、①刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること。②刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと。③①及び②の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすることという3つの事項に関して刑事法の整備の在り方について意見を求めるものである。これを受け、法制審議会刑事法(情報通信技術関係)部会が設置され、令和4年7月29日から15回にわたり審議を重ね、令和5年12月18日、要綱(骨子)案が取りまとめられた⁵。この要綱(骨子)案は、令和6年2月15日、法制審議会総会において原案どおり決定され、同日、「要綱(骨子)」として法務大臣に答申された。

(2) 要綱(骨子)の概要

以下、上記要綱(骨子)の概要について概観する。

(電子的方法により作成・管理された書類の利用方法)

ア 訴訟に関する書類の電子化

(ア) 電磁的記録による公判調書の作成等

公判調書及び公判前整理手続調書については、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって作成し、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下「ファイル」という。)に記録しなければならないものとする。

(イ) 電磁的記録である訴訟に関する書類等の閲覧・謄写

現行法では、弁護人が刑訴法40条1項の訴訟に関する書類等を閲覧・謄写するには、裁判所に赴き、紙媒体の書類等をコピーする必要があるが、要綱では、それらの全部又は一部が電磁的記録であるときは、弁護人は、裁判長の許可を受けて、電磁的記録を複写する方法及びその内容を表示し又は再生したものを電磁的記録として記録する方法による謄写をすることができるとする。

(ウ) 電子情報処理組織を使用する方法等による申立て等及び書面等による申立て等のファイルへの記録、告訴・告発・送達等

検察官及び弁護士である弁護人は、申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述(以下「申立て等」という。)であって、当該申立て等に関するこの法律の規定により書面をもってするものとされているものについては、申立て等(口頭でするものを除く。)をするときは、当該規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面に記載す

⁵ 法制審議会刑事法(情報通信技術関係)部会第15回会議配布資料21 なお、同日付けで日本弁護士連合会から「法制審議会刑事法(情報通信技術関係)部会の要綱(骨子)案に反対する会長声明」が発出されている。

べき事項をファイルに記録する等の方法により提出しなければならないとする。ただし、令状の請求並びに略式命令の請求及びこれと同時にする公訴の提起その他裁判所の規則で定めるものについては、この限りでない。

また、告訴・告発は、政令で定めるところにより、電磁的方法であって政令で定めるものによりすることができるものとし、電磁的記録の送達については、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法1編5章4節の規定を準用するものとする。

（エ）公判廷における電磁的記録の証拠の取調べ、証拠書類等に記載された事項等のファイルへの記録

裁判長は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、電磁的記録の取調べをするについては、証拠となる事項に応じ、その取調べを請求した者に、その内容を朗読させ、表示させ、又は再生させるものとする。裁判所書記官は、刑訴法310条の規定により提出された証拠調べ済の証拠書類又は証拠物に記載され、又は記録されている事項を電子データでファイルに記録しなければならない。

（オ）供述の内容を記録した電磁的記録等の作成及び取扱い

現行法では、供述調書については書面で作成されてきたが、要綱では、電磁的記録をもって作成することができるとした。たとえば、被疑者の供述（刑訴法198条3項）を録取する調書について被疑者が調書に誤りのないことを申し立てたときは、裁判所規則で定める署名押印に代わる措置をとることを求めることができるとする。

イ 電磁的記録による令状の発付・執行等に関する規定の整備

（ア）電磁的記録による召喚状、勾引状、勾留状及び鑑定留置状並びに差押状等の発付・執行、逮捕状の発付・執行

召喚状、勾引状、勾留状及び鑑定留置状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。電磁的記録による勾引状・勾留状を執行するには、裁判所の規則の定めるところにより記名押印に代わる措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された裁判所その他の場所・刑事施設に引致しなければならないものとする。

差押状、搜索状及び逮捕状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。その執行方法については、召喚状等と概ね同様である。

（イ）検察官等がする差押え等に係る電磁的記録による令状の発付・執行

刑訴法218条1項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。その執行方法については、イ（ア）と概ね同様である。

ウ 電磁的記録を提供させる強制処分の創設

（ア）裁判所による電磁的記録提供命令

裁判所は、必要があるときは、電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する

権限を有する者に対し、電気通信回線を通じて電磁的記録を裁判所が指定する記録媒体に記録させ若しくは移転させる方法又は電磁的記録を記録媒体に記録させ若しくは移転させて当該記録媒体を提出させる方法により、必要な電磁的記録を提供することを命ずることができる。ただし、記録媒体に移転させる方法による提供は、電磁的記録を保管する者に対してのみ命ずることができる。上記提供命令に対し、命令により提供を命じられた電磁的記録につき公務員等が保管等するものであるとき及びこれらの命令を受けた者が医師等であるときについて、刑訴法103条から105条までと同様の命令拒絶事由を設ける。

また、上記提供命令により電磁的記録を提供させた場合には、その目録を作り、命令を受けた者に交付しなければならない。

さらに、上記提供命令により移転させた電磁的記録について、当該命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなったときは、被告事件の終結を待たずに決定で、当該命令を受けた者に対し、当該電磁的記録の複写を許し、又は当該電磁的記録が記録された記録媒体を交付しなければならないものとする。

これに対し、日弁連意見書は、適法に押収された証拠物が還付される（刑訴法123条1項）のと同様に、特定の犯罪事実と関連性のない個人情報については、適法に収集されたものについても消去されるような制度が必要であると主張している⁶。

（イ）捜査機関による電磁的記録提供命令

現行法では、検察官等が通信履歴の差押えをする場合、検察官等は通信事業者の窓口に行く必要があり、通信事業者も、対面で検察官等に対応するための場所や人員を確保しなければならなかったが、要綱では、犯罪捜査をするについて必要があるときは、裁判官が発する令状により（ア）と同様の提供命令をすることができるものとする（電磁的記録提供命令）。検察官等は、上記提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、上記提供命令を受ける者に対し、みだりに上記提供命令を受けたこと及び提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨を命ずることができるものとする（秘密保持命令）。

これに対し、日弁連意見書は、犯罪事実と関連性のない電磁的記録が捜査機関によって収集される傾向は、電磁的記録提出命令の創設とさらなる情報通信技術の進展により、より強まることが確実であるから、電磁的記録の提供を受け又は電磁的記録媒体を押収するに当たっては、デジタル社会における個人情報保護の必要性に鑑み、できる限り被告事件又は被疑事件との関連性のない個人情報を収集することとならないよう、特に留意しなければならない旨を明記すべきであるとしている。また、現行法上も要綱も自らの情報を取得された当事者への通知の規定を設けておらず、自らの情報が取得された市民は、自らのプライバシーが侵害されたことを知らないまま不服申立ての機会も与えられないことになること、捜査機関が、電磁的記録提供命令に当たり、みだりに命令を受けたこと及び提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らして

⁶ 日本弁護士連合会「電磁的記録提供命令の創設を含む刑事訴訟法等の改正に当たり、プライバシーの権利等を保護するための修正を求める意見書」（令和6年3月14日）6頁

はならない旨を命ずることができ、その漏らしてはならない期間を法律上制限していないことに関し、市民の不服申立ての機会を保障すべく、前者については、他人から委託を受けて電磁的記録を保管する者からその提供を受けたときは、当該他人に対し、その旨を通知等するべきであること、後者については、漏らしてはならない期間を法律上制限すべきであると主張している⁷。

（ウ）不服申立て、罰則、記録命令付差押え（刑事訴訟法99条の2）の廃止

裁判所による電磁的記録提供命令又は提供命令により移転させた電磁的記録について、当該命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなったときの複写の許可若しくは記録媒体の交付に関する決定に対しては、抗告をすることができるものとする。

また正当な理由なく、（ア）及び（イ）の命令に違反した者に対し、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処するものとする（両罰規定あり）。併せて記録命令付差押え（刑訴法99条の2）を廃止する。これに対し、日弁連意見書は、電磁的記録を提供することが自己に不利益な供述をすることとなるときは、その提供を拒む行為は罰しない旨明記するべきであること、また電磁的記録提供命令の執行をするときは、処分を受ける者に対し、パスワードの供述を命じる等、自己の意思に反して供述をすることを命ずるものではないことを教示しなければならないとするべきであると主張している⁸。

エ 電磁的記録である証拠の開示等

刑訴法298条1項により、検察官、被告人又は弁護人が証拠調を請求するにあたり、刑訴法299条1項の証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、相手方に対し、当該電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会を与えることによりするものとする。また、検察官は、刑訴法316条の14第1項の規定による証拠開示をした後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表であって電磁的記録をもって作成したものを提供し、又はこれを印刷した書面を交付しなければならない。

（映像・音声の送受信により行われる捜査・公判等の手続）

オ 刑事施設等との間における映像と音声の送受信（以下「ビデオリンク方式」という。）

による勾留質問・弁解録取の手続を行うための規定の創設

裁判所は、刑事施設又は少年鑑別所にいる被疑者・被告人に対し、勾留質問（刑訴法61条等）をする場合において、被疑者・被告人を裁判所に在席させてこれを行うことが困難な事情があるとき⁹は、被疑者・被告人を当該刑事施設又は少年鑑別所に在席させ、ビデオリンク方式により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方

⁷ 前掲注6 3～5頁

⁸ 前掲注6 6～7頁

⁹ 特に捜査機関とは独立した機関である裁判官が行う勾留質問については、被疑者を警察署等の外に移動させ裁判官の面前に連れて行かれる機会の保障の意義は小さくなく、被疑者が感染症に罹患している場合など一定の例外的な場面に限るべきとの意見がある（法務省『「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書』（令和4年3月15日）22頁）。

法によって、これを行うことができるものとし、被疑者・被告人に対し、あらかじめ、その手続を行う旨を告げなければならない。検察官において、被疑者に弁解の機会の付与（刑訴法205条1項）を行うときにも同様の規定を設ける。

カ ビデオリンク方式による裁判所の手続への出席・出頭を可能とする制度の創設

裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって相当と認めるものに検察官又は弁護人を在席させ、ビデオリンク方式により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、公判前整理手続期日等における手続を行うことができる。被告人の出頭についても同様の規定を設ける。

また、公判期日への被告人・弁護人・被害者参加人等についても、事案の軽重、審理の状況、弁護人の数その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、ビデオリンク方式による出席・出頭を認めることができる（現行法では、原則として被告人の出頭が公判期日の開廷要件、ビデオリンク方式による被害者参加は不可）。裁判員候補者が裁判員等選任手続の期日に出頭する場合にも同様の規定を設ける。

キ 証人尋問等をビデオリンク方式による実施する制度の拡充

裁判所は、証人（国内にいる者に限る。）を尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって相当と認めるものに証人を在席させ、ビデオリンク方式により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、尋問することができる。鑑定人や通訳人についても同様の規定を設ける。

なお、被疑者・被告人との接見をオンラインでできるようにすることについてはその必要性があることは異論がなかったが、法制化は見送られた¹⁰。

（その他の規定の整備）

諮問事項③については、改正後の電磁的記録は文書偽造罪等（刑法159条等）にいう「文書」に該当しないため、電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則を設ける。また通信妨害装置を使用し、警察官等の職務に使用される電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせないことにより、職務の執行を妨害したとしても、現行法下では、「暴行又は脅迫」に該当しない限り公務執行妨害罪が成立しないため、同様に処罰するための電子計算機損壊等による公務執行妨害の罪を設ける。暗号資産等の新たな形態の財産の生成・取得・保管・移転により行われる犯罪事象に対処するという点については、現行法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）では新たな形態の財産を犯罪収益として没収する旨の裁判をすることは法律上可能であるが、没収の裁判の執行方法や没収の裁判が確定する前の処分を防止するための保全手続に関する規定が存在しないため、暗号資産等の没収の裁判の執行等及び没収保全手続を導入する。また、

¹⁰ 法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会第1回、2回、4回、8回、12回、14回、15回議事録参照

近時、被害者に電子マネーを購入させ、そのID等を犯人側に伝達させる等してこれをだまし取るといった財産上の利益を得ようとする手口・態様の組織的な詐欺等の事案が多発しているところ、現行法（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）では財産上の利益を取得する類型は対象外であるため、財産上の利益を取得する類型の強盗罪（刑法236条2項）・詐欺罪（刑法246条2項）・恐喝罪（刑法249条2項）を通信傍受の対象犯罪に追加する¹¹。

4. その他

2及び3で紹介したもの以外については、令和3年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から本稿執筆時期まで担保法制部会での調査審議が継続していた担保法制の見直しがある。動産や債権に担保権を設定するための方法としては、従来から譲渡担保や所有権留保という方法が用いられてきたものの、明文の規定がなく、その法律関係は判例法理により規律されていたところ、法的安定性に欠ける等様々な観点からその法制化の必要性が求められていた。同部会においては、動産、債権及びその他の財産（原則として抵当権を設定することができるものを除く。）を債権担保の目的で譲渡した場合や、動産の所有権移転を生ずべき契約において、債権担保の目的で所有権を売主等に留保した場合におけるこれらの契約の具体的な効果を定める方向で検討が進められている。設けようとする規律の内容には、譲渡担保権や留保所有権の実体的な効力、設定者の権限、譲渡担保権及び留保所有権が他の担保権と競合した場合の優先順位、実行方法、倒産手続における譲渡担保権等の扱い等に関する事項が含まれている¹²。本件については、既に29回の会議を経て令和4年12月に中間試案を取りまとめ、その後パブリックコメントの手続を経て令和5年4月から審議を再開し、同年11月からは要綱案全体の試案について検討を重ね、令和7年1月28日、要綱案が取りまとめられるに至った。令和7年常会（第217回国会）へ法律案として提出される予定となっている。

【参考文献】

法務省民事判決情報データベース化検討会報告書（令和6年7月29日）

『NBL』No.1277(2024.11.1)4～12頁

法務省「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書（令和4年3月15日）

（みつやす ようこ）

¹¹ 法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会第1回、2回、6回、10回、13回、14回、15回議事録参照

¹² 『NBL』No.1281(2025.1.1)32頁